

主要国競争当局の調査権限等

立入検査権限 (許可状の要() 不要(x))	自己負罪拒否特権 / 黙秘権の有無
日本	・ 間接強制権限 (x) なし
アメリカ(注)	・ 間接強制権限 (x) なし
EU	・ 間接強制権限 (x) ・ 直接強制権限 () (事業所以外へ立入検査を行う場合) 強制権限を用いた違反認定に直結する質問に関し、事業者(又は事業者のために供述する自然人)に対して自己負罪拒否特権を保障(文書による回答も、証言性を有すれば対象となる)
イギリス	・ 間接強制権限 (x) (事業所等について) ・ 間接強制権限 () (許可状記載箇所(私邸を含む)について) EUにおける法解釈が適用される
フランス	・ 間接強制権限 (x) (事業所等について) ・ 直接強制権限 () (全ての場所について可能) 自然人・法人共に自己負罪拒否特権を保障
ドイツ	・ 直接強制権限 () 自然人については黙秘権を保障
オーストラリア	・ 間接強制権限 (x) なし (ただし、自然人については、得られた回答等は、調査妨害等以外の罰則に係る刑事手続における証拠としては認められない)
韓国	・ 間接強制権限 (x) なし

(注) アメリカについては、連邦取引委員会による排除措置命令のための事件処理手続である。

(公正取引委員会事務総局から提供された情報を基に作成)